

令和 7 年 11 月 17 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村名 (市町村コード)	所沢市 (112089)
地域名 (地域内農業集落名)	南永井地区 (大字南永井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月22日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地区内農地面積に対して、約9.10%が規模縮小などの意向のある農地となり、今後遊休農地化する可能性があるが、市内では低い割合となっている。

・地区内農地面積に対して、約34.67%が75才以上の所有者、且つ後継者が不在となっており、市内でも高い割合となっている。世代交代がうまくいっていないと思われる。

・地区全体として、後継者不足及び遊休農地化する可能性のある農地があり、新たな担い手を確保することが必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・さといも、にんじん、ほうれんそう、こまつな、えだまめ等の露地野菜や茶が生産されている。また、畜産を営む農家があるのが特徴である。

・地区内は、国道463号線があり、所沢ICの近隣という立地から物流倉庫が点在し、開発意欲の高い地区である。そのため農地の減少が進んでおり、農地の保全と生産性の向上、営農環境の改善を進める必要がある。

・地区内には所沢IC周辺の土地区画整理事業が計画されている地域もあり、都市計画との整合を図りながら優良農地を確保する必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	123.56 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	123.20 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地については、原則、農業上の利用が行われるものとしている。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
目標地図に今後検討と記載された農地について、農地中間管理機構を通じ担い手や新たな担い手に集積、集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構や農業委員会事務局と協力し、所有者の意向や、耕作者の意向を確認し、地区全体での農地中間管理機構の活用を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業基盤整備に対する関心が市内で最も高く、農道やほ場整備などの農業基盤整備を中心に、地域の状況を把握し、今後の方針を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たに法人参入希望のある法人や、他地区の担い手、新規就農希望者などを受け入れる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の実情の把握に努め、必用であれば活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--